

令和6年度結城市生ごみ減量化器具購入費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、生ごみ減量化器具（生ごみを減量化及び堆肥化するための電動処理器をいう。以下同じ。）の普及により、市内一般家庭から排出されるごみの減量化及び堆肥としての資源化を図ることを目的として、生ごみ減量化器具を購入した者（以下「購入者」という。）に対し、その経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、令和6年度結城市生ごみ減量化器具購入費補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する購入者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 申請時において、生ごみ減量化器具を購入して1年を経過しない者

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、生ごみ減量化器具の購入に要する費用の2分の1に相当する額とする。ただし、2万円を限度とする。

- 2 前項の場合において、当該費用の2分の1に相当する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助の対象とする生ごみ減量化器具は、一世帯につき1基とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度結城市生ごみ減量化器具購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票（申請日から遡って30日以内のもの）
- (2) 市税等納付状況確認に関する承諾書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し（申請者本人が支払ったと認められるもの）
- (4) カタログ等の購入した商品が確認できる書類の写し
- (5) 債権者登録申請書及び振込口座情報が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは現物を調査して、適当と認めたときは、令和6年度結城市生ごみ減量化器具購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき。

(2) その他不正な手段により交付を受けたとき。

(維持管理)

第7条 購入者は、当該生ごみ減量化器具から悪臭及び有毒ガスが発生しないように注意するとともに、付近の住民に迷惑がかからない場所に設置するものとし、かつ、生ごみ減量化器具を定期的に点検し、常に良好な状態を保つよう維持管理に努めなければならない。

(庶務)

第8条 この要項に定める手続等については、経済環境部生活環境課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。